

\\ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。\\

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和6年

10月号

職場内で
回覧を
お願いします



「事業者健診結果」提供のお願い

定期健康診断、受けて終わっていませんか？

～健診受診後は、**結果提供**と**保健指導**で健康づくり～

結果提供

事業主の皆様は、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して定期健康診断（事業者健診）を実施しなければならないとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？

生活習慣病予防健診を利用しない場合は、事業者健診結果として、定期健康診断の結果を協会けんぽへ提供してください。

※事業者健診結果を協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。
事業主の皆様が、個人情報の提供について法的な責任を問われることはありません。

? 対象者は？

定期健康診断を受診した
協会けんぽ加入者

※生活習慣病予防健診を受診した方は提供不要

? 提供方法は？

**「提供依頼書」を
協会けんぽに提出してください。**

協会けんぽが健診機関から健診結果を取得します。

※結果票（紙）の写しを提出する方法や健診機関と契約を結ぶ方法もあります。詳しくは協会けんぽHPをご覧ください。

提供依頼書は
コチラ



? 提供するメリットは？

◆ **特定保健指導（健康サポート）が無料で受けられる！**

◆ マイナポータルで健診結果が確認できる！

◆ 事業所の健康経営®の取り組みになる！

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



保健指導

ご提供いただいた定期健康診断の結果に応じて保健師または管理栄養士による健康サポート（特定保健指導）を**無料**で実施しています。

生活習慣の改善が必要な方に、自らの

**健康に関するセルフケア（自己管理）ができるよう、
保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします！**

特定保健指導の
詳細（対象や内容）は
コチラ



特定保健指導の外部委託について

協会けんぽでは、多くの方の健康づくりのサポートができるよう、特定保健指導業務の一部を委託しています。

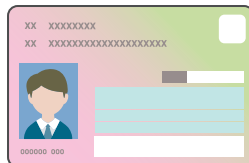
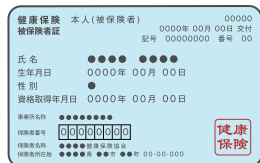
令和6年度の委託先である「一般社団法人 エヒメ健診協会」より、お手紙やお電話でご連絡させていただくことがありますので、ご理解ください。



【お問い合わせ先】 保健グループ ☎099-219-1735

これからは 医療を受けるならマイナンバーカード

保険証は、マイナ保険証へ

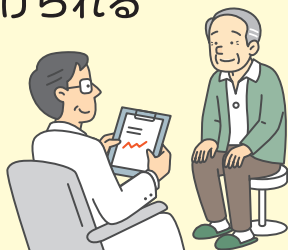


2024年12月2日以降、保険証の新規発行・更新が廃止になります。

マイナ保険証の 4つのメリット

01

過去のお薬の情報や
健診結果をふまえた医療を
受けられる



02

手続きなしで
高額な窓口負担が**不要に**



03

確定申告の医療費控除申請が
カンタンになる

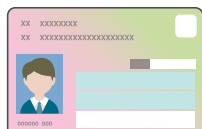


04

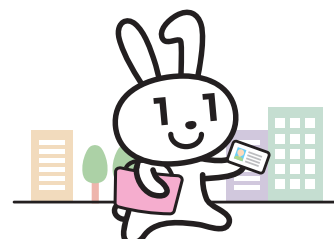
従来の保険証よりも
医療費が**お得になる**



マイナ保険証とは？



健康保険証として登録したマイナンバーカード。
今までよりも便利な健康保険証としてご利用
いただけます。



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索

